平成 18 年 3 月 28 日

平成 18 年 3 月 27 日に開示しました＜新株予約権付社債の転換申入れの承諾に関するお知らせ＞に関する補足説明を以下の通りさせていただきます。

Q1.第 1 回新株予約権付社債の残高について

当社は平成 18 年 2 月 28 日付で新株予約権付社債（エクイティファシリティボンド）額面 250 億円を発行し、同 3 月 10 日に第一回目の転換指定 100 億円を行っておりますが、その内、3 月 24 日までに 75 億円の転換（社債→株式）が完了しております（当該転換指定における未転換残高は 25 億円）。

従って、未転換の社債総額は、差引き（250－75＝）175 億円となっております。今回は、上記転換指定分に加えて、50 億円について、UBS から転換の申入れがあり、当社がその申入れを受諾したものです。

ＵＢＳの申入れを受け、現状のマーケット状況を勘案し、一時的にはダイリューション（株式の希薄化）を加速化する形になりますが、先々のダイリューション懸念を軽減する為、今回の申し出を受諾することといたしました。

Q2.複数回の転換指定を行う際の 20 取引日の間隔について

今回は、当社からの転換指定ではなく、割当先である UBS が、前回（3 月 10 日）の転換指定後の販売状況を勘案、追加転換を申入れたことに伴い、当社が受諾するケース（下記の 2）であり、20 日間の取引日間隔は必要とされません。

この件につきましては、平成 18 年 2 月 10 日付の適時開示リリース（2P）にて、下記の内容で発表させていただいております。

1）割当先は、当社が資金需要に基づき転換を指定するまで、原則として本新株予約権付社債を転換する事はできない。また、当社は各転換指定において初回を除いて 50 億円の上限金額を設定し、複数回の転換指定を行う際には少なくとも 20 取引日の間隔を設けるため、短期的に大きな希薄化懸念が低い。

2）割当先は、当社の転換指定による場合の他、本新株予約権付社債の転換を希望する旨を申入れ、当社がこれを受諾した場合には、申入れた数及び期間の範囲内で本新株予約権を行使することができます。

以上